

岡崎市多面的機能支払交付金交付要綱

(通則)

第1 岡崎市多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「国要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号。以下「国要領」という。）に基づいて、活動組織等が行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「活動組織等」とは、国要綱第5に定める活動組織又は広域活動組織をいう。

(交付の対象及び交付額)

第3 交付の対象及び交付額は別表1に掲げるとおりとし、活動組織等の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した活動について支援の対象とする。

(交付金に係る会計経理)

第4 交付を受けた活動組織等は、別表2の交付金欄に掲げる1の経費と2の経費を区分しなければならない。

(申請手続き)

第5 規則第5条に基づく申請書の様式は、別記様式1-1号のとおりとし、市長が別に定める期日までに提出するものとする。

(交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請について、規則第6条の規定に基づき審査し交付金を交付することを決定したときは、別記様式2号により活動組織等に通知をするものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付を決定することができる。

(交付決定前の活動について)

第7 活動組織等は、農地維持活動及び資源向上活動に取り組む場合にあっては、原則として補助金交付決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。ただし、当該年度内において、止むを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、あらかじめ別記様式1-2号により市長に報告しなければならない。この場合、補助事業として決定されるとは限らない。

2 前項による報告をした活動組織等は、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むものとする。

(交付金額の変更)

第8 活動組織等は、事業計画の変更等により交付金の額を追加又は減額する必要があるときは、第5の規定に準じて追加（又は減額）交付申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請について審査し、交付金を追加又は減額することを決定したときは、第6の規定に準じて追加又は減額の交付決定をするものとする。

(概算払の請求)

第9 交付金の交付に当たっては、概算払とすることができる。

2 活動組織等は、第6及び第8による交付決定の通知を基に交付金の概算払を受けようとするときは、別記様式3号により市長に請求しなければならない。

(実績報告)

第10 活動組織等は、当該年度の活動を終了したときは、国要綱別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に規定される実施状況の報告を、翌年度の4月5日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の実施状況の報告は、規則第10条に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

3 活動組織等は、第1項に規定する実施状況の報告が当該年度末日を過ぎる場合には、別記様式4号により、年度末日までに活動の終了を報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第11 市長は、規則第11条に基づき交付金の額を確定したときは、別記様式5号によりその旨を活動組織等に通知するものとする。

(活動の廃止)

第12 活動組織等は、交付金の対象となる活動を廃止しようとする場合においては、別記様式6号により市長に申請しなければならない。

(交付金の返還)

第13 市長は、国要綱に定める返還が生じた場合、又は第12に規定する活動の廃止があった場合は、速やかに国要綱・国要領に基づき返還させるものとし、別記様式7-1号により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた活動組織等は、市長が定める期日までに交付金を返還するものとする。

(交付金の繰り越し)

第14 活動組織等は、事業計画に定める活動期間内において、各年度の終了時点で生じた農地維持活動又は資源向上活動に係る交付金の残額を翌年度の経理に含めることができるものとする。ただし、農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金と、資源向上活動（長寿命化）に係る交付金は、区分して経理に含めなければならない。

(交付金の精算)

第15 市長は、国要領の第1の11の(1)、又は第2の13の(1)に定める精算に係る返還が生じた時は、別記様式8-1号により通知するものとする。

2 市長から前項の通知を受けた活動組織等は、別記様式8-2号を市長に提出し、市長が定める期日までに交付金を返還するものとする。

3 当該事業の活動期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、活動を継続する活動組織等については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく交付金の経理に含めることができるものとする。ただし、農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金と資源向上活動（長寿命化）に係る交付金は区分して経理に含めなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 - ①

交付の対象		地目	10アール当たりの交付単価
農地維持活動		田	3,000円
		畑	2,000円
		草地	250円
資源向上活動（共同）	100%単価	田	2,400円（2,000円（※2））
		畑	1,440円（1,200円）
		草地	240円（200円）
	75%単価（※1）	田	1,800円（1,500円）
		畑	1,080円（900円）
		草地	180円（150円）
資源向上活動（長寿命化）（※3）		田	4,400円（3,666円）
		畑	2,000円（1,666円）
		草地	400円（333円）

【資源向上活動（共同）の交付単価について】

（※1）農地・水保全管理支払の共同活動又は資源向上活動（共同）を5年間以上実施した対象農用地又は資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、交付単価に0.75を乗じた単価とする。

（※2）資源向上活動（共同）における「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合には、交付単価に5/6を乗じた（ ）内の単価とする。

【資源向上活動（長寿命化）の交付単価について】

（※3）国要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ直営施行を実施しない場合は交付単価に5/6を乗じた（ ）内の単価とし、交付金額の上限は国要綱別紙2の第6の2(2)に準ずるものとする。

別表 1 - ②

加算措置（農地維持支払交付金）

地目	小規模集落支援のための加算措置（農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価（※1））
田	1,000円
畑	600円
草地	80円

【交付単価について】

（※1）1小規模集落当たり交付額は、20万円/年を上限とし、1対象組織当たりの交付金額は、40万円/年を上限とする。

別表 1 - ③

加算措置（資源向上支払）

地目	多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援（資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価）	農村協働力の深化に向けた活動への支援（資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価）
田	400円	400円
畑	240円	240円
草地	40円	40円

別表 1 - ④

加算措置（資源向上支払）

地目	水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援（資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価）
田	400円

別表 1 - ⑤

組織の広域化・体制強化

区分	1 組織当たりの交付金額
3 集落以上又は50ha以上200ha未満	4 万円
200ha以上1,000ha未満又は 特定非営利活動法人	8 万円
1,000ha以上	16万円

別表 2

交付金	交付金の対象
1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）	国要綱の別紙 1 の第 4 の農地維持活動、別紙 2 の第 4 の 1 の資源向上活動（共同）及び同 3 の組織の広域化・体制強化に係る経費。
2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）	国要綱の別紙 2 の第 4 の 2 の資源向上活動（長寿命化）に係る経費。